

令和5年度外来対応医療機関確保事業費補助金交付要項

(通則)

第1条 知事は、外来対応医療機関の設置者（以下「事業者」という。）が行う設備整備事業に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和5年9月29日医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長、健康・生活衛生局感染対策部長、医薬局長連名通知）「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和5年9月29日医政0929第5号・感0929第4号・医薬0929第81号厚生労働事務次官通知）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(対象期間)

第2条 この補助金の対象期間は令和5年10月1日から令和6年3月31日まで適用とする。

(交付の目的)

第3条 感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保健医療機関を交付の対象とする。

(事業計画等の策定)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書、所要額調書及び所要額明細書を、別紙様式1及び別紙様式2により作成し、別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と、同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとと比較して少ない方の額を交付額とする。

(申請手続)

第7条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払いすることができる。

2 事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由及び所要見込額を記載した概算払申請書を知事に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第9条 知事は第7条の申請を受けたときは、これを審査のうえ補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該事業者に通知するものとする。

2 知事は前項の決定にあたって必要があると認めるときは、経理状況その他の事項について当該事業者に関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(申請の取り下げ期間)

第10条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第11条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、事業内容変更承認申請書(様式第3号)によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が実施期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の器械、器具及びその他の財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することなく、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、消費税法第 58 条の規定による帳簿の保存は、同条に定める期間とする。

(実績報告)

第 12 条 第 9 条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業が完了した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで、補助金実績報告書（様式第 4 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 第 7 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした者は、前項の補助金実績報告書を提出する場合において、第 7 条第 2 項ただし書きに規定する事業主体に係る部分において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 7 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした者は、第 1 項の補助金実績報告を提出した後において、消費税額及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税額等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 補助金の額の確定は、補助金確定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

付 則

この要項は、令和 5 年 11 月 2 日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>一施設当たり上限 500,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者案内のための看板の設置料 ・ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 ・換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ・医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 ・非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 	<p>初度設備に必要な需用費（消耗品費、修繕費）委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10分の10</p>